○上尾伊奈資源循環組合行政財産の使用料に関する条例

令和５年４月１２日条例第３３号

上尾伊奈資源循環組合行政財産の使用料に関する条例

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２３８条の４第７項の規定により、行政財産の使用を許可した場合における使用料については、別に条例で定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（使用料の納付）

第２条　行政財産の使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

（使用料の額）

第３条　前条の使用料の額は、別表のとおりとする。

（納付の時期）

第４条　使用料は、前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第５条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1)　他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。

(2)　公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。

(3)　災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急用の施設として使用するとき。

(4)　前３号に定めるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

（使用料の還付）

第６条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1)　公用又は公共用に供するため、行政財産の使用の許可を取り消したとき。

(2)　使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、行政財産を使用することができないとき。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

種類	使用の区分	単位	使用料
土地	建物又は工作物の敷地展示場、駐車場、材料置場等として使用させる場合	月額	当該土地の適正な価格に１，０００分の３．５を乗じて得た額
	電柱、街灯柱、地下埋設管若しくは地上敷設管又はこれらに類するものの用地として使用させる場合	月額又は年額	類似のものの使用料を勘案して管理者が定める額
建物	建物の全部を使用させる場合	月額	次に掲げる額の合計額 (1) 当該建物の適正な価格に１，０００分の６を乗じて得た額 (2) 当該建物の敷地の適正な価格に１，０００分の３．５を乗じて得た額（当該敷地が借地の場合は、借地料に相当する額）
	建物の一部を使用させる場合		当該建物の全部を使用させる場合の使用料に相当する額に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額

備考

１　土地又は建物の一部に自動販売機を設置させる場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、１台につき月額１，５００円とする。

２　使用料は、土地においては時価、整備状況、近隣における土地の賃貸料等を、建物においては建築価格、耐用年数、経過年数、維持保存の状況、電気、ガス、水道等の利用状況等を考慮して決定する。

3　使用料が月額の場合において、使用期間が１月に満たない場合は日割りにより、年額の場合において使用期間が１年に満たない場合は月割りにより計算する。

4　土地及び建物でその面積に１平方メートル未満の端数がある場合は、その端数は切り上げる。